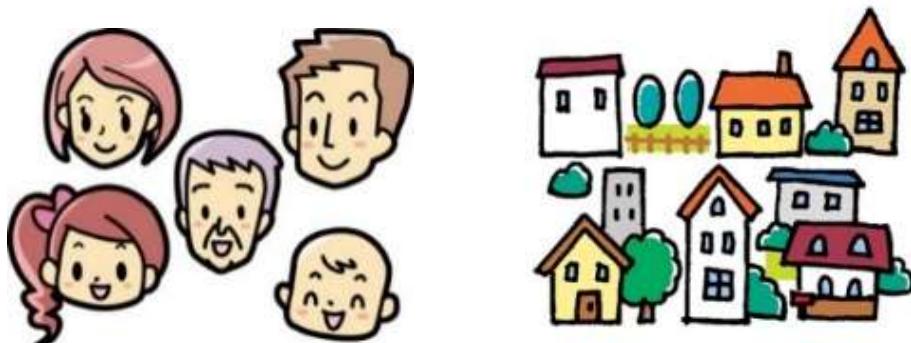


令和5年度 刈谷市三世代同居等 住宅取得等支援補助金 申請の手引き

刈谷市では子育て世帯が安心して生活できるよう、世代間で助け合える三世代同居又は近居するための住宅取得等を行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



【申請及び問合せ先】

刈谷市役所 建設部建築課

電話：0566-62-1021

電子メール：kenchiku@city.kariya.lg.jp

目 次

○ はじめに	1
○ 用語	1
○ 補助対象要件の早見表	3
○ 補助対象事業	3
○ 補助対象者	4
○ 補助対象住宅	4
○ 補助対象経費	5
○ 補助金の額	5
○ 申請の手続	6
・認定申請から交付申請兼実績報告までの流れ	
・認定申請	
・認定申請の留意点	
・変更承認申請（該当者のみ）	
・事業の廃止（該当者のみ）	
・交付申請兼実績報告	
・交付申請兼実績報告の留意点	
○ 三世代同居等の解消	10
・解消の報告	
・交付決定の取消し及び補助金の返還	
・実態確認	
○ その他	12
・隣接する小学校一覧	
・居住誘導区域	
・フラット35	
○ 記載例	14
・認定申請書（様式第1号）	
・三世代同居等関係確認書（様式第2号）	
・変更承認申請書（様式第5号）	
・廃止届（様式第8号）	
・交付申請書兼実績報告書（様式第9号）	
・解消報告書（様式第12号）	
○ よくある質問	20

はじめに

本補助金は、当初の工事請負契約又は売買契約を締結する前に、補助対象事業の認定が必要となります。また、「住宅の取得等」及び「三世代同居等の開始」をもって補助対象事業の完了となることから、令和5年度刈谷市三世代同居等住宅取得等支援補助金申請の手引き（以下「手引き」という。）の内容をご確認いただき、申請をご検討される際は、事前に刈谷市建築課までご相談ください。

用語

用語	定義
孫	交付申請日において、中学生以下の人（15歳に達した日の属する年度の末日以前の人）をいいます。 なお、認定申請日において、出産予定であることが母子健康手帳で確認でき、出生後に同居する予定の場合も含みます。
子家族	孫と孫の父又は母（以下「子」と総称します。）が属する世帯で、同居するもの（当該世帯に親が属する場合は、親を除く。）をいいます。
親	子のいずれかの二親等内の直系尊属をいいます。
親家族	親の属する世帯（当該世帯に孫及び子が属する場合は、孫及び子を除く。）をいいます。
三世代	孫、子及び親をいいます。
三世代同居等	子家族と親家族が同居し、又は近居することをいいます。
同居	子家族と親家族が同一の住宅に居住することをいいます。

【次ページに続きます】

近居	<p>交付申請日時点において、親家族が市内に住所を有し、かつ、次のいずれかに該当する形態をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子家族及び親家族が市内の同一又は隣接の小学校区内に存する別棟又は別住戸である住宅に居住すること。 2 子家族が居住誘導区域内に居住すること。ただし、同居に該当するものを除きます。 <p>なお、隣接する小学校の一覧については、12 ページをご参照ください。</p>
住宅	一戸建て又は併用住宅にあっては同一棟、共同住宅又は長屋にあっては同一住戸をいいます。
居住誘導区域	刈谷市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいいます。 なお、居住誘導区域については、13 ページをご参照ください。
増築	既存の住宅を建て増すことをいいます。（同一敷地内に別棟で建てる場合を除く。）
改築	既存の住宅の全部若しくは一部を除却し、同様の規模で建て替えることをいいます。
リフォーム	<p>新たに同居するために、子又は親が市内に所有する住宅で行う工事であって、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調理室、浴室、便所及び玄関のうち1種類以上の増設又は改修 2 間仕切壁（建具を含む。）の設置又は撤去
併用住宅	その一部を人の居住の用に供する住宅をいいます。
分家住宅等	<p>次のいずれかに該当する住宅をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第14号に該当する開発行為（愛知県開発審査会基準第1号又は第7号に該当するものに限る。）として、同法第29条第1項の許可を受けて新築するもの 2 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホに該当する建築物（愛知県開発審査会基準第1号又は第7号に該当するものに限る。）として、都市計画法第43条第1項の許可を受けて新築するもの

補助対象要件の早見表

補助対象要件について、以下の表により整理します。

区分	補助対象者	補助対象事業（※1）後に 同居	補助対象事業前から 同居
同居	新築	子又は親	対象
	増築又は改築 (10 m ² 超)		
	取得		
	リフォーム	子又は親	対象（住所変更が必要※2）
近居	新築、取得	子	※3

※1 本ページ下段に記載する補助対象事業をいいます。

※2 子家族又は親家族のいずれか一方が住所を変更するものに限ります。

※3 近居にあっては、子家族が補助対象住宅に住所を変更する場合に限ります。

補助対象要件に係る補助対象事業、補助対象者、補助対象住宅等の詳細については、以下から記載していますので、必ずご確認ください。

補助対象事業

次の1から3のいずれにも該当するものとします。

1 次のいずれかに該当するもの

(1) 三世代で「同居」するために行う次のいずれかに該当するもの

ア 住宅の新築

イ 住宅の増築又は改築（増改築に係る部分の床面積の合計が10 m²を超えるものに限る。）

ウ 住宅のリフォーム（子家族又は親家族のいずれか一方が当該住宅に住所を変更するものに限る。）

エ 住宅の取得

(2) 三世代で「近居」するために住宅を新築し、又は住宅の取得をするもの（子家族がこれらの住宅に住所を変更するものに限る。）

2 刈谷市からの認定（6ページ）を受けた日の属する年度の翌年度の12月末日までに住宅の新築、増築、改築若しくはリフォームの工事又は取得の契約に係る支払を完了するもの **※令和5年度に事業認定を受けた場合については、年度末（令和6年3月31日）までに契約に係る支払を完了し、交付申請書兼実績報告書の提出が必要となります。**

3 次のいずれか早い日までに同居又は近居を開始するもの

(1) 支払を完了した日から3か月を経過する日

(2) 支払を完了した日の属する年度の末日

補助対象者

次の1から3のいずれにも該当する子とします。ただし、三世代で同居する場合にあっては、子又は親とします。

- 1 認定申請日において、同一の子及び親の関係で補助金の交付を受けたことがないこと。
- 2 同居又は近居をする者全員が暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 市税を滞納していないこと。

補助対象住宅

次の1から7のいずれにも該当する住宅とします。ただし、補助対象者及びその配偶者の三親等内の血族が所有する住宅を取得する場合を除きます。

- 1 補助対象者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記がされているものであること。
- 2 補助対象者及びその配偶者の所有権割合の合計が2分の1以上であること。
- 3 近居にあっては、子家族の居住の用に供するもので、かつ、分家住宅等でないこと。
- 4 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に新築、増築又は改築をされたものであること。
- 5 三世代同居等に係る居住の用に供する部分（以下「三世代同居等供用部分」といいます。）の床面積が50m²以上であること。
- 6 併用住宅にあっては、三世代同居等供用部分が全体の延べ面積の2分の1以上を占めるものであること。

補助対象経費

三世代同居等に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち次に掲げるもののいずれかとします。

1 住宅の新築等に係る次の費用

- (1) 住宅の新築、増築又は改築の工事に要する費用
- (2) 住宅の取得に要する費用

2 リフォームに要する費用

ただし、次に掲げる費用は補助対象としません。

- ・家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る費用（取得する住宅に付隨するものを除く。）
- ・本市の他の補助金等の交付の対象となる費用
- ・市長が適当でないと認める費用

補助金の額

次の表に掲げる区分に応じ、定める額（1,000円未満の端数が生じた場合は切捨て）とします。ただし、補助対象経費の額が100万円に満たないときは、対象としません。

区分		補助額	加算額（※）を含めた上限額
同居	新築、増築、改築、取得	補助対象経費の2分の1 (上限 80万円)	100万円
	リフォーム	定額 30万円	50万円
近居	新築、取得	定額 20万円	40万円

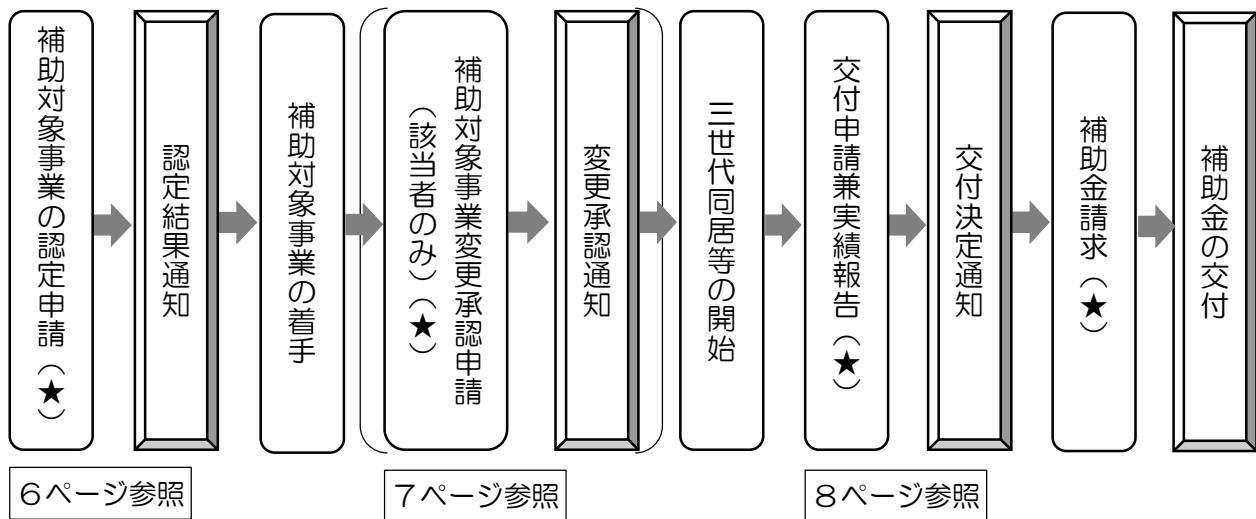
※ 次の条件を満たす場合は、表中の補助額に10万円ずつ加算します。

- 1 補助対象住宅の敷地が居住誘導区域に存する場合
- 2 子と同居する孫の人数が3以上の場合

申請の手続

認定申請から交付申請兼実績報告までの流れ

認定申請から交付申請兼実績報告までの流れについては、以下のとおりです。
なお、★にあっては補助対象者が行う手続を示します。



認定申請

補助対象住宅に係る当初の工事請負契約又は売買契約を締結する前に、認定申請書（様式第1号。刈谷市HPよりダウンロード）に必要事項を記入し、次の1から7に掲げる書類を添えて、刈谷市建築課まで提出してください。

なお、【記載例】は14、15ページをご確認ください。

- 1 三世代同居等関係確認書（様式第2号。刈谷市HPよりダウンロード）
- 2 補助対象住宅の所在地（予定地を含む。）が確認できる書類
- 3 補助対象住宅の延べ面積（増築又は改築をする場合にあってはこれらに係る部分の床面積、併用住宅にあっては三世代同居等供用部分の床面積を含む。）が確認できる書類
- 4 補助対象経費の額が確認できる見積書等の写し
- 5 戸籍謄本等三世代の関係が確認できる書類
- 6 母子健康手帳の写し（孫が胎児の場合に限る。）
- 7 補助対象住宅の平面図（併用住宅の場合は三世代同居等供用部分を明示すること。）

【次ページに続きます】

○認定申請の留意点

認定にあたっては、以下の要件を満たすことを前提とするため、8ページに記載する「交付申請兼実績報告」までの手続を意識し、計画的な事業実施に努めてください。

なお、刈谷市からの認定通知は、補助金の交付を決定するものではありませんので、十分ご留意ください。

- 1 認定を受けた日の属する年度の翌年度の12月末日までに住宅の新築、増築、改築若しくはリフォームの工事又は取得の契約に係る支払を完了すること

※令和5年度に事業認定を受けた場合については、年度末（令和6年3月31日）までに契約に係る支払を完了し、交付申請書兼実績報告書の提出が必要となります。

- 2 支払を完了した日から3か月を経過する日又は支払を完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに同居又は近居を開始すること

変更承認申請（該当者のみ）

刈谷市からの認定を受けた方で、当該認定に係る内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書（様式第5号。刈谷市HPよりダウンロード。）に三世代同居等関係確認書その他の変更に係る書類を添えて、刈谷市建築課まで提出してください。

なお、変更内容について承認できない場合もありますので、事前に必ず、建築課までご相談ください。

次の1から4に該当する場合にあっては、必ず、変更承認申請を提出してください。判断に迷われる場合は、事前に建築課までご相談ください。

- 1 同居又は近居をする予定の方に変更がある場合
- 2 形態区分（16ページ参照）に変更がある場合
- 3 予定期のうち終期の期日（支払完了予定期）の年度に変更がある場合
- 4 補助対象経費の額に変更がある場合（補助金の額に変更がある場合に限る。）

なお、【記載例】は16ページをご確認ください。

事業の廃止（該当者のみ）

刈谷市からの認定を受けた方で、補助事業を廃止する場合は、廃止届（様式第8号。刈谷市HPよりダウンロード）を刈谷市建築課まで提出してください。

廃止届を提出する事由としては、三世代を構成する人の欠員や住宅の取得等の中止が想定されます。

なお、【記載例】は17ページをご確認ください。

交付申請兼実績報告

補助対象住宅に係る支払を完了した日から3か月を経過する日又は支払を完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、交付申請書兼実績報告書（様式第9号。刈谷市HPよりダウンロード）に必要事項を記入し、次の1から6に掲げる書類を添えて、刈谷市建築課まで提出してください。

なお、【記載例】は18ページをご確認ください。

- 1 同居又は近居を開始したことが確認できる子家族及び親家族の住民票の写し
- 2 補助対象住宅の登記事項証明書
- 3 補助対象住宅の写真（リフォームにあっては、当該リフォーム箇所の工事実施前後の写真）
- 4 工事請負契約書又は売買契約書の写し（補助対象住宅の平面図を含む。）
- 5 補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し又はこれに類するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

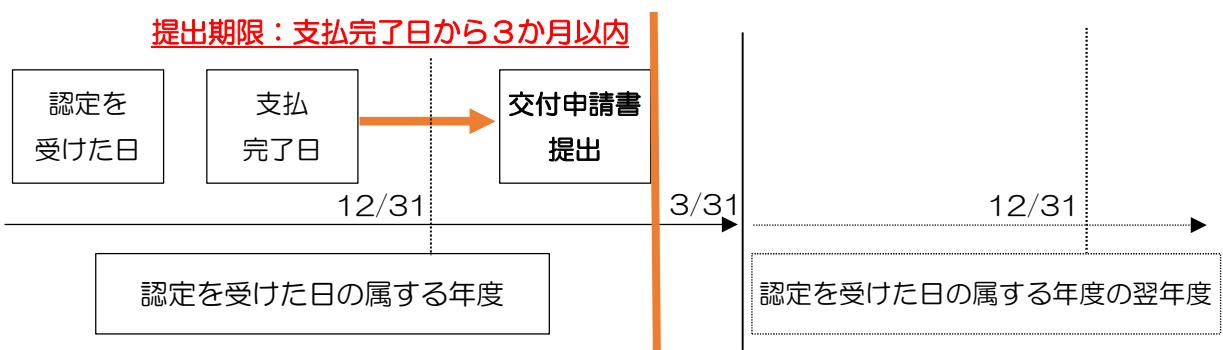
※ 補助金受領のための請求については、刈谷市からの交付決定通知後となります。

○交付申請兼実績報告の留意点

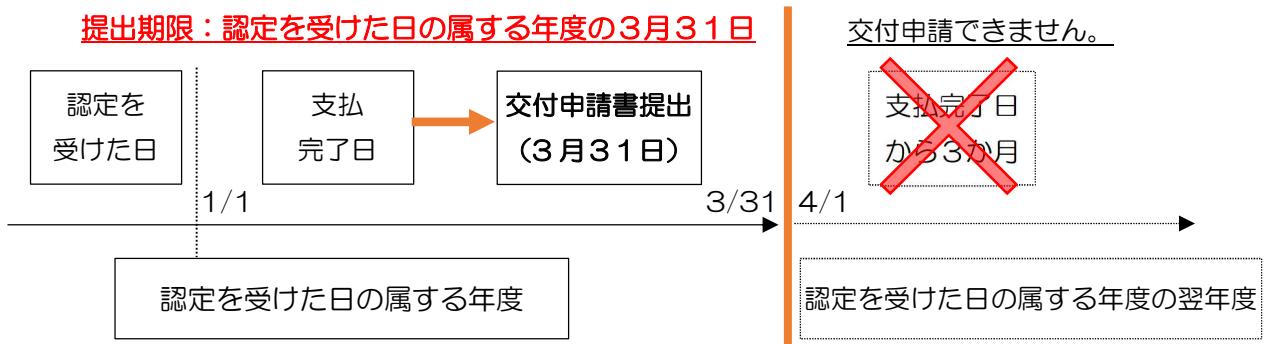
交付申請書兼実績報告書の提出の時期にあっては、支払を完了した日がポイントになります。次ページに示す3つのパターンに分類されますので、交付申請書兼実績報告書の提出期限までに引っ越し（住民票の異動）や建物登記などを済ませておくよう、十分ご留意ください。

【次ページに続きます】

1 認定を受けた日の属する年度の12月までに支払を完了した場合

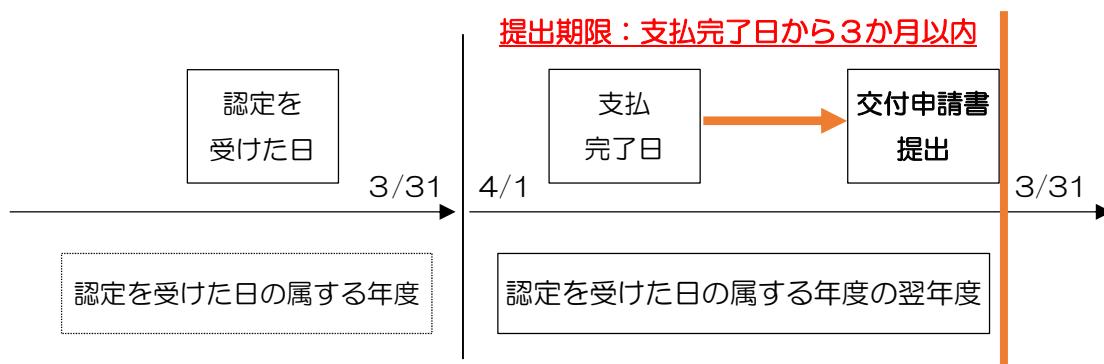


2 認定を受けた日の属する年度の1月から3月までに支払を完了した場合



3 認定を受けた日の属する年度の翌年度の12月までに支払を完了した場合

※令和4年度に事業認定を受けた場合のみ対象



三世代同居等の解消

補助金の交付にあっては、交付申請日から3年以上の三世代同居等の継続を要件としています。そのため、三世代同居等を解消したときは、補助金の返還が必要となる場合がありますので、以下の項目をよくご確認ください。

解消の報告

刈谷市からの補助金の交付の決定を受けた方（以下「交付決定者」といいます。）で、交付申請日から3年が経過する前に三世代同居等を解消（死亡によるものを除く。）したときは、三世代同居等解消報告書（様式第12号。以下「報告書」という。刈谷市HPよりダウンロード）を刈谷市建築課まで提出してください。

なお、【記載例】は19ページをご確認ください。

交付決定の取消し及び補助金の返還

交付決定者が次の1から4のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金を返還いただくことになります。

- 1 交付申請日から3年が経過する前に、三世代同居等供用部分を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は取り壊したとき。
- 2 報告書の提出があったとき。ただし、療養、転勤、通学等のための転居又は転出その他のやむを得ない事由により三世代同居等の解消をした場合を除きます。
- 3 刈谷市三世代同居等住宅取得等支援補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- 4 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

なお、2（ただし書きを除く。）に該当したことにより返還すべき補助金の額は、交付を受けた補助金の額から、当該額を3で除した額に交付申請日から三世代同居等の解消をした日までの年数（1年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額を控除した額とします。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

【例】交付申請日から1年以上2年未満で三世代同居等を解消した場合の返還額（補助金の額を40万円とします。）

$$\begin{aligned} \text{返還額} &= 400,000 \text{円} - 400,000 \text{円} \div 3 \text{年} \times 1 \text{年} \\ &= 400,000 \text{円} - 133,333 \text{円} \\ &= 266,667 \text{円} \rightarrow 26\text{万}6,000 \text{円} \text{ (1,000円未満端数切捨て)} \end{aligned}$$

実態確認

交付申請日から3年が経過した時点において、三世代同居等の実態を確認します。
報告書を提出する必要がある方で、事前の報告書の提出がなく、市からの実態確認により三世代同居等を解消していたことが判明した場合は、原則、補助金の全額の返還が必要になりますので、十分ご留意ください。

その他

隣接する小学校一覧

隣接する小学校の一覧については、以下の表のとおりです。

小学校	隣接する小学校
亀城	小高原、日高、衣浦、住吉
小高原	亀城、日高、住吉、かりがね
日高	亀城、小高原、かりがね、富士松南
衣浦	亀城、住吉、小垣江、双葉
住吉	亀城、小高原、衣浦、双葉
かりがね	小高原、日高、平成、富士松南、富士松東
平成	かりがね、富士松東
富士松南	日高、かりがね、富士松東
富士松北	富士松東
富士松東	かりがね、平成、富士松南、富士松北
小垣江	衣浦、小垣江東、双葉
小垣江東	小垣江、双葉、朝日
双葉	衣浦、住吉、小垣江、小垣江東、朝日
東刈谷	朝日
朝日	小垣江東、双葉、東刈谷

居住誘導区域

居住誘導区域内にあっては、以下の図に示す青線囲いの部分です。

補助対象住宅が居住誘導区域内に存するかどうか判断に迷われる場合は、刈谷市まちづくり推進課にお問合せください。（電話 0566-62-1022）

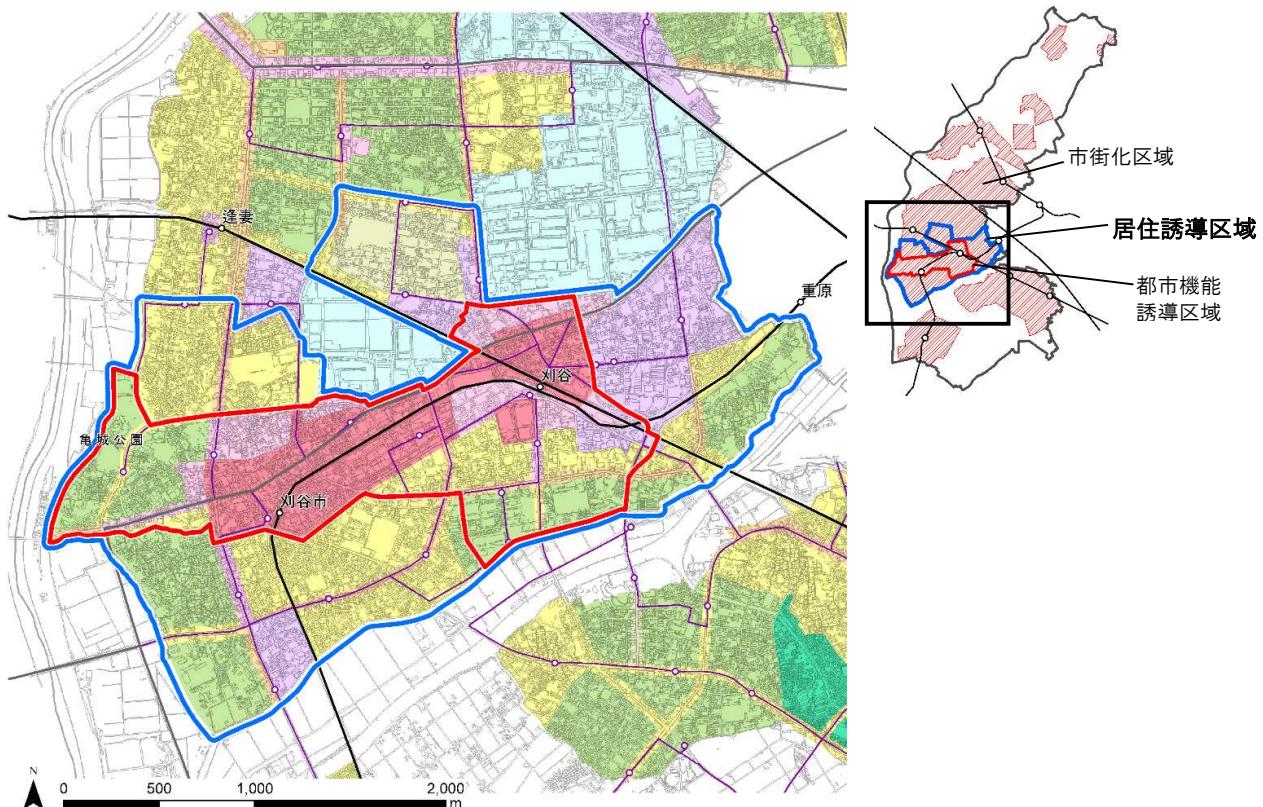


図 居住誘導区域（刈谷市立地適正化計画）

フラット35

刈谷市と独立行政法人住宅金融機構との協定締結により、一定の要件を満たす方は、フラット35の借入金について一部金利引き下げの優遇を受けられます。

フラット35の利用をご検討の際は、6ページに記載する認定申請と同時期に、刈谷市建築課あてに所定の手続が必要となります。

なお、制度の詳細等につきましては、以下の URL（独立行政法人住宅金融支援機構）よりご確認ください。

https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/flat35kosodate/index.php/Organizations_tree/execute/232106

記載例

各種申請における記載例を本ページ以降に掲示しますので、ご確認ください。

//////////

様式第1号（第8条関係）

三世代同居等住宅取得等支援補助金補助対象事業認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

刈谷市長

認定申請日時点での住所を
記入してください。

申請者 住 所 〇〇市〇〇町1-1

氏 名 刈谷 太郎

電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇 — 〇〇〇〇

次のとおり申請します。

併用住宅を除き一致します。

補 助 対 象 住 宅	所在地 (予定)	刈谷市〇〇町2-1
	面 積	延べ面積 〇〇〇 m ² (うち居住部分の面積 〇〇〇 m ²)
いずれかにチェック	増改築に係る面積 〇〇 m ²	
形 態 区 分	同居 (<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> リフォーム <input type="checkbox"/> 取得) ※該当する□にレ印	
	近居 (<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 取得)	
予 定 工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年△△月△△日	
補 助 対 象 経 費 の 額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円	
※消費税及び地方消費税 相当額を除く。		
親 家 族 の 住 所	【該当ある場合】	
※近居の場合のみ記入		

「近居」の場合のみに記入
認定申請日時点での、親家族の住所を記入してください。

下線部にあっては、住宅に
係る支払完了予定日を記入
してください。

添付書類については6ページをご確認ください。

様式第2号（第8条、第10条、附則第4項関係）

三世代同居等関係確認書

1 申請者と同居する予定の者

胎児がある場合は、
胎児の母の欄に「○」を記入してください。

氏名	申請者との続柄	生年月日
刈谷 太郎	本人	△△△△年〇〇月〇〇日
刈谷 花子	妻	△△△△年〇〇月〇〇日
刈谷 次郎	子	△△△△年〇〇月〇〇日
		年 月 日

申請者との続柄を記入してください。

【例】妻、夫、子、孫（子の子）、

妻の母、祖父 等

（2 親家族に～予定の者を含む。）

西暦・和暦を問いませんが、

様式中で統一してください。

（2 親家族に～予定の者を含む。）

2 親家族に属する予定の者（近居の場合のみ記入）

氏名	申請者との続柄	生年月日
刈谷 良子	妻の母	△△△△年〇〇月〇〇日
		年 月 日
		年 月 日
		月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

「近居」の場合のみに記入
親家族に属する予定の方の情報を記入してください。

様式第5号（第10条関係）

三世代同居等住宅取得等支援補助対象事業変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

刈谷市長

変更承認申請日時点での住所
を記入してください。

申請者 住 所 〇〇市〇〇町1-1
氏 名 刈谷 太郎
電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け△△第△△号で認定を
いので、次のとおり申請します。

補 助 対 象 住 宅 予 定) 地		刈谷市〇〇町2-1	
□ 補助対象 住 宅	面 積	刈谷市	
		延べ面積 (うち居 住)	増改築に
□ 形態区分	同居	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> リフォーム
	近居 (□新築	<input type="checkbox"/> 取得)	
□ 予定工期	年 月 日	～	年 月 日
□ 補助対象 経費の額 ※消費税及び 地方消費税 相 当 額を除く。	円		
<input type="checkbox"/> 同居又は近居をする予定の者 三世代同居等関係確認書のとおり			

次の1から4に該当する場合は、必ず、提出
が必要になります。

- 1 同居又は近居をする予定の方に変更がある場合
- 2 形態区分に変更がある場合
- 3 予定工期のうち終期の期日（支払完了予定日）の年度に変更がある場合
- 4 補助対象経費の額に変更がある場合
(補助金の額に変更がある場合に限る。)

備考 同居又は近居をする予定の者に変更がある場合は、変更後の三世代同居等関係確認書（様式第2号）を添付してください。

様式第8号（第12条関係）

三世代同居等住宅取得等廃止届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

刈谷市長

廃止届提出日時点での住所を
記入してください。

申請者 住 所 〇〇市〇〇町1-1

氏 名 刈谷 太郎

電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇 — 〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け△△第△△号で認定を受けた補助対象事業を廃止しました。

様式第9号（第13条関係）

三世代同居等住宅取得等支援補助金交付申請書兼実績報告書

刈谷市長

実績報告提出時点での住所を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇

申請者 住 所 刈谷市〇〇町2-1
氏 名 刈谷 太郎
電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇 — 〇〇〇〇

次のとおり申請します。

なお、補助金の交付にあたり市が税務資料の閲覧を行うことに同意し、及び申請日から3年を経過した時点において市長が三世代同居等の実態を調査することに同意します。

	所在地	刈谷市〇〇町2-1		併用住宅を除き一致します。
住宅の所有権をお持ちの方の指名を記入してください。	積	延べ面積 〇〇〇 m ² (うち居住部分の面積 〇〇〇 m ²)		増改築を行う場合は記入
		増改築に係る面積 〇〇 m ²		
所有者及び所有権割合	氏名	割合	氏名	割合
	刈谷 太郎	3/4	刈谷 花子	1/4
形態区分 ※該当する□にレ印	同居 (□新築 □増築 □改築 □リ			
	近居 (□新築 □取得)			
補助対象経費の額 ※消費税及び地方消費税相当額を除く。		〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円		
交付申請額		〇〇〇, 〇〇〇 円		
親家族 ※近居の場合のみ記入	世帯主氏名	【該当ある場合】		
	電話番号	(〇〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇		
確認事項	<input type="checkbox"/> 私及び私と同居又は近居をする者は暴力団員と密接な関係を有す <input checked="" type="checkbox"/> □を記入してください。			
「近居」の場合のみに記入 交付申請日時点での、親家族の世帯主の情報を記入してください。				

添付書類については8ページをご確認ください。

様式第12号（第16条関係）

三世代同居等解消報告書

死亡によって三世代同居等を解消する場合は、報告書の提出の必要はありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

刈谷市

申請者 住 所 刈谷市〇〇町2-1
 氏 名 刈谷 太郎
 電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-一〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け△△第△△号で補助金の交付決定を受けた三世代同居等の解消をしたので、次のとおり報告します。

補 助 対 象 住 宅 の 所 在 地	刈谷市〇〇町2-1			
三 世 代 同 居 等 の 解 消 を し た 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
三 世 代 同 居 等 の 解 消 に 転 出 等 を ※ 理由につい □にレ印	氏 名	理 由		
	刈 谷 花 子	<input checked="" type="checkbox"/> 転勤	<input type="checkbox"/> 通学	<input type="checkbox"/> 療養
		<input type="checkbox"/> その他		
		<input type="checkbox"/> 転勤	<input type="checkbox"/> 通学	<input type="checkbox"/> 療養
		<input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 転勤	<input type="checkbox"/> 通学	<input type="checkbox"/> 療養	
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
	<input type="checkbox"/> 転勤	<input type="checkbox"/> 通学	<input type="checkbox"/> 療養	
	<input type="checkbox"/> その他 ()			

解消に係る転出等をした方を記入してください。

該当する理由にチェックを入れてください。
なお、理由を示す資料を添付する必要があります。

よくある質問

○補助対象事業について

Q1 親家族は市内の賃貸住宅に住んでおり、親家族の住む学区と隣接する小学校区に住宅を新築する予定です。対象になりますか。

A1 対象になります。

親家族は市内に住所を有しているため、ご質問のケースは「近居」に該当します。ただし、交付申請日から3年以内に親家族の引っ越しなどによって「近居」を解消したときは、補助金の返還が必要となる場合がありますので、ご留意ください。

Q2 現在、親家族・子家族ともに市外に住んでいますが、この度刈谷市に住宅を購入する予定です。今まで刈谷市に住んだことはないですが、対象になりますか。

A2 対象になります。

認定申請日時点において、市外在住であっても、交付申請日時点で三世代同居等が成立していれば対象になります。ただし、「近居」にあっては、補助対象住宅となるのは、子家族の居住の用に供する住宅のみです。

また、「親家族は引き続き、～年住んでいる必要がある」などの居住年数の要件は課していません。

Q3 現在、親家族・子家族ともに市外に住んでいますが、この度刈谷市に住宅を購入する予定です。所有権割合の合計は、「親」の方が大きくなる予定ですが、対象になりますか。

A3 同居又は近居により異なります。

「同居」において補助対象者となることが可能なのは、「子」又は「親」のいずれか一方で、かつ、当該補助対象者とその配偶者の所有権の割合が大きい方となります。そのため、ご質問のケースは「同居」の場合に対象となります。

一方で、「近居」において補助対象者となることが可能なのは「子のみとなり、また、子及びその配偶者の所有権割合の合計が2分の1以上である必要があるため、ご質問のケースは「近居」の場合に対象外となります。

○補助対象者について

Q4 認定申請時点では三世代でしたが、交付申請時点において、構成員が欠け、三世代でなくなりました。対象になりますか。

A4 対象になりません。

交付申請日時点で三世代を構成している必要があります。

Q5 （補助対象者と血縁関係がない）配偶者の祖母の住む学区と同一の小学校区に住宅を新築する予定です。対象になりますか。

A5 対象になります。

補助対象者と血縁関係なくとも、配偶者の2親等内の直系尊属であれば「親」に該当するため、ご質問のケースは対象になります。

Q6 私の兄と父が同居する際にこの補助金を活用しました。この度私も父の所有する住宅と同一の小学校区に住宅を新築する予定です。対象になりますか。

A6 対象になります。

認定申請日において、同一の子及び親の関係で補助金の交付を受けたことがないことを要件としています。この場合は「兄と父」の関係で再度、補助金を交付できないということですので、ご質問のケースは対象になります。

○補助対象住宅について

Q7 この度、完全分離型（*）の二世帯住宅で申請する予定です。「同居」に該当しますか。

A7 該当しません。

完全分離型の二世帯住宅にあっては別住戸として取り扱いますので「近居」に該当します。

なお、「近居」において補助対象者となることが可能なのは「子」であり、また、子及びその配偶者の所有権割合の合計が2分の1以上である必要があります。

* 親家族と子家族が一緒に暮らす二世帯住宅の中で、それぞれの家族が暮らす空間が完全に独立している住宅のこと（調理室、浴室、便所、玄関にいたるまで別々のもの）

【次ページに続きます】

Q8 親の住宅がある、同一敷地内に別棟で新築又は離れ（*）を増築予定です。
「同居」に該当しますか。

A8 該当しません。「近居」に該当します。
同一敷地内にあっても、別棟の場合は「近居」として取り扱います。

* 離れとは調理室、浴室、便所の内、一つ以上ない住宅をいい、別棟の場合は「近居」として取り扱います。

Q9 定期借地の住宅は対象になりますか。

A9 対象になります。

Q10 中古で取得する住宅は対象になりますか。

A10 対象になります。

Q11 市街化調整区域内の既存宅地は対象になりますか。

A11 対象になります。

市街化調整区域内の既存宅地にあっては、分家住宅等に該当しないため対象になります。

○補助対象経費について

Q12 親の住む住宅をリフォームし、子家族で引っ越す予定ですが、引越し費用は対象になりますか。

A12 対象なりません。

家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る費用に該当するため対象なりません。

○補助対象の額について

Q13 親の住む住宅を増築し、かつ、リフォーム工事を行った上で、同居する予定です。増築分とリフォーム分についてどちらも対象になりますか。

A13 対象なりません。

補助対象経費は「増築の工事に要する費用」又は「リフォームに要する費用」のいずれか一方となります。そのため、ご質問のケースにあっては「増築の工事に要する費用」を補助対象経費とした方が有利になります。（5ページ参照）

○三世代同居等の解消について

Q14 （補助金の交付後）交付申請日から1年と11か月後に、離婚し別居することになり、三世代同居等を解消しました。当時50万円の補助金をもら

いましたが、報告書の提出は必要ですか。

A14 必要です。

- 報告書を提出した場合

返還すべき補助金の額は、10 ページ記載の計算方法に従い、33 万 3,000 円となります。

【次ページに続く】

- 報告書を提出せず、市からの実態確認により三世代同居等の解消が判明した場合

返還すべき補助金の額は、補助金の全額（50 万円）となります。

Q15 （補助金の交付後）同居する孫（交付申請日時点では中学生）が全寮制の県外の高校に進学することになり、三世代同居等を満たさなくなりました。報告書の提出や補助金の返還は必要ですか。

A15 報告書の提出は必要ですが、補助金の返還はありません。

療養、転勤、通学等のための転居又は転出による三世代同居等の解消に該当するため、報告書の提出は必要ですが、補助金の返還はありません。ただし、ご質問のケースにあっては、通学等に該当することを示す合格通知書や学生証の写しなどを添付する必要があります。

Q16 （補助金の交付後）同居する父が死亡し、三世代同居等を満たさなくなりました。報告書の提出や補助金の返還は必要ですか。

A16 必要ありません。

死亡による三世代同居等の解消の場合は、報告書の提出及び補助金の返還はありません。

○その他

Q17 刈谷市から【フラット 35】地域連携型利用対象証明書の交付を受けると、金利の引き下げが適用されると聞きました。どのように申請すればよいですか。

A17 利用される場合は、認定申請と同時期に刈谷市あてに【フラット 35】地域連携型利用申請書をご提出ください。独立行政法人住宅金融機構の定める要件を満たす場合に【フラット 35】地域連携型利用対象証明書を交付します。

この証明書の提示により、申込先の金融機関において、フラット 35 の一部金利引き下げの優遇を受けられます。

制度の詳細については、独立行政法人住宅金融機構へお問い合わせいただくか 13 ページに記載する URL 等でご確認ください。